

第5章

教育プランの推進に当たって

第5章 教育プランの推進に当たって

連携・協力体制

調布市教育プランは、調布市教育委員会が取り組む12施策・44事業と7つの重点プロジェクトを定めています。

教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していくことは言うまでもありませんが、この間の教育委員会制度改革を踏まえ、これまで以上に市長と教育委員会との連携・協力が求められます。

防災、子育て、福祉、スポーツ、文化、環境など、市長部局と密接に関連する内容については、これまで以上に情報共有と連携・協力を行いながら、取組を着実に推進してまいります。

教育プランの進行管理

調布市教育プランに掲げる施策・主要事業については、平成22年度以降、毎年度その実施状況を教育委員会が教育に関する専門家の知見を踏まえ、点検・評価し、その結果を市議会へ報告するとともに、公表しています。

このことにより、調布市の教育行政の透明性の確保を図るとともに、施策・事業の進捗管理を行うことで、次年度以降に向けた、より効果的・効率的な取組へ生かすことを目的としています。

新たな教育プランの進行管理についても、これまでどおり、施策・主要事業を対象に点検・評価を実施しながら、取組の着実な推進を図ります。

また、新たに設定した7つの重点プロジェクトについても、組織一体となった横断的な取組であることから、施策・主要事業別の点検・評価とは別に、総合的・包括的な点検・評価を実施していきます。



【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

